

# 議第 8 2 号 呉市工場立地法地域準則条例の制定について

## 1 制定の趣旨

工場立地法第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づく準則を定める条例（平成 1 7 年広島県条例第 5 号。以下「県準則条例」といいます。）の廃止に伴い、工場立地法（昭和 3 4 年法律第 2 4 号）第 4 条第 1 項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定める条例（以下「本条例」といいます。）を制定するものです。

## 2 制定の経緯

工場立地法第 6 条に規定する特定工場（敷地面積が 9, 0 0 0 平方メートル以上又は建築物の建築面積の合計が 3, 0 0 0 平方メートル以上の工場。以下「特定工場」といいます。）については、同法第 4 条第 1 項の規定により公表された準則（以下「国準則」といいます。）又は同法第 4 条の 2 第 1 項の規定により国準則に代えて適用すべき準則を定めた条例の規定に基づき、当該特定工場の敷地面積に対し、一定割合の緑地及び環境施設の面積を確保する必要があります。

本市においては、これらの緑地面積率及び環境施設面積率について、規制を緩和するために広島県が定めた県準則条例の規定が適用されていましたが、令和 6 年 3 月 1 8 日に県準則条例が廃止されました（経過措置により令和 7 年 3 月 3 1 日までの間は、本市が工場立地法第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づく準則を定める条例を定めるまで県準則条例の適用あり）。このことにより、市が独自に条例を定めない場合には、国準則が適用されることとなるため、令和 5 年 1 月に実施した市内事業者へのアンケートの結果（多くの事業者が規制の緩和を希望と回答）や県内市町（1 1 市町が独自に条例を定め規制を緩和）の状況を踏まえ、新たに国準則に代えて適用すべき準則を条例で定め、更なる規制緩和を実施するものです。

## 3 条例の主な内容

| 準則                         | 準工業地域                   | 工業地域・<br>工業専用地域※        | 備考                          |
|----------------------------|-------------------------|-------------------------|-----------------------------|
|                            | 環境施設面積率<br>(うち緑地面積率)    | 環境施設面積<br>(うち緑地面積率)     |                             |
| 国準則                        | 2 5 % 以上<br>( 2 0 % 以上) | 2 5 % 以上<br>( 2 0 % 以上) | 本条例が制定されない場合の準則             |
| 県準則条例<br>(R6. 3. 18<br>廃止) | 2 0 % 以上<br>( 1 5 % 以上) | 1 5 % 以上<br>( 1 0 % 以上) | 現行の準則（経過措置により令和 7 年 3 月末まで） |
| <div>↓</div>               |                         |                         |                             |
| 本条例の<br>準則                 | 1 5 % 以上<br>( 1 0 % 以上) | 1 0 % 以上<br>( 5 % 以上)   | 本条例が制定された場合の準則              |

※本条例の準則についてのみ、用途地域の定めのない地域を含む。

### 【参考】

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例（平成20年呉市条例第47号。以下「地域未来投資促進法準則」といいます。）及び呉市国家戦略特別区域法に基づく緑地面積率等に係る準則を定める条例（令和5年呉市条例第34号。以下「国家戦略特別区域法準則」といいます。）の規定に基づき，一部の特定工場について，緑地及び環境施設の面積率が更に緩和されます。

| 準則              | 環境施設面積率<br>(うち緑地面積率) | 備考                                                |
|-----------------|----------------------|---------------------------------------------------|
| 地域未来投資<br>促進法準則 | 1 %以上<br>(0. 5 %以上)  | 昭和49年6月28日において設置され，又は設置のための工事が行われていた一定の要件を満たす特定工場 |
| 国家戦略特別<br>区域法準則 | 5 %以上<br>(5 %以上)     | 国家戦略特別区域工場等新增設促進事業を実施する区域として区域計画に定められた区域に設置する特定工場 |

## 4 施行期日 公布の日